

商工 かがわ

The Kakogawa Chamber of Commerce and Industry



特集 2026年 1月スタート! 下請法から「取適法」へ



<https://kakogawa-cci.or.jp/>



■ クローズアップ
兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所
所長 吉村 達郎 さん

■ エッセイ
走れメガネ屋さん
上原 由貴雄 さん

もくじ

2 特集

2026年 1月スタート!下請法から「取適法」へ

7 クローズアップ

「地域の暮らしを支える『縁の下の力持ち』」
兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所
所長 吉村 達郎 さん

9 エッセイ

「メガネは頼りになる相棒」
走れメガネ屋さん
上原 由貴雄 さん

11 プロが教える
ちょこっとアドバイス

～いちご編～
フルーツ工房 はたや
畑 祐太郎 さん 畑 真仁郎 さん

12 会議所のうごき

リーダーに必要な目標設定
-リーダーシップ研修を開催-

12 団体だより

青年部・女性会・環境保全研究会・異業種交流会・
加古川市国道2号等整備促進協議会

15 会議所からのお知らせ

令和7年分の所得税確定申告 締切日のご案内 他

16 会議所カレンダー

「今月の“こんな日”」



今月の表紙

『株式会社かわりスペクト(しもかわ B-read店)』

事業所データ

◆代表者

代表取締役 しもかわ たかし
下川 隆

◆所在地

加古川市平岡町新在家615-1

イオン加古川2F

◆表紙写真

①イオン加古川内の店舗にて撮影。

(右:下川社長、左:佳子さん(社長の奥様)

②③お気に入りの一着が見つかるはず!

店内には、洋服や小物がずらりと並んでいます。

④やさしい手つきで、1着ずつ丁寧に

整える佳子さん。

⑤店内で商品を確認する社長のひとこま。

ご覧ください加古川商工会議所のホームページ <https://kakogawa-cci.or.jp/>



「創業は今からおおよそ100年以上前に遡ります。田舎から出てきた祖父が、加古川町の寺家町で商売を始めたことがこの店の原点です」と、下川社長は話します。その後は、昭和57年のショッピングセンター誘致に合わせ、現在の場所(イオン加古川)へ店舗を移し、オープン当初から婦人服を扱う専門店として親しまれてきました。平成8年にお店を継いだ下川社長は「祖父や父が築いてきたものがあって今がある」との思いから、法人化の際に、「リスペクト」という言葉を屋号に加えしました。

お店で取り扱う商品は、時代の流れや地域のお客様の好みに合わせて少しずつ変化してきましたが、中でもミセスからシルバー世代に向けた品揃えは特に支持をいただいています。若者向けの店舗が増える一方で、この世代を対象とした店舗は減少しており、常連のお客様から「やめたらあかんぞ!」と声を頂くことも多いそうです。

しかし、お店の魅力は商品だけではありません。長年大切にしてきた「お客様との関係づくり」から、店内は温かい雰囲気になっています。特に社長の奥様である佳子さんの接客は評判で、「この前買った服に合う小物もありますよ」といった会話を楽しみながら、ゆったりとお買い物してもらえよう心がけています。雑貨や日用品などは、他店には無い少し変わったアイテムを揃え、エコバッグなどの実用的な商品も人気だと話します。

下川社長は「商品を通じて喜びと夢を提供すること」という会社の理念をとて大事にされています。お客様は特別な日や旅行に着ていく服を探しに来ることもあるので、会話の中からニーズを丁寧に聞き取り、「こういうのモノが欲しい」という声を仕入れにも反映させていきます。

これからも、お客様の声に耳を傾け、喜んでもらえる接客を第一に、また足を運びたいような店舗であり続けるために、創業から続く「地域に寄り添うお店」を大切に守り続けていきます。

【現在、大人コーデ特集を開催中!!春のオシャレがあなたを待っています。いろんな雑貨も入荷中ですので、ご来店お待ちしております!】

②発注側も受注側も一目でわかる取適法対応チェック!



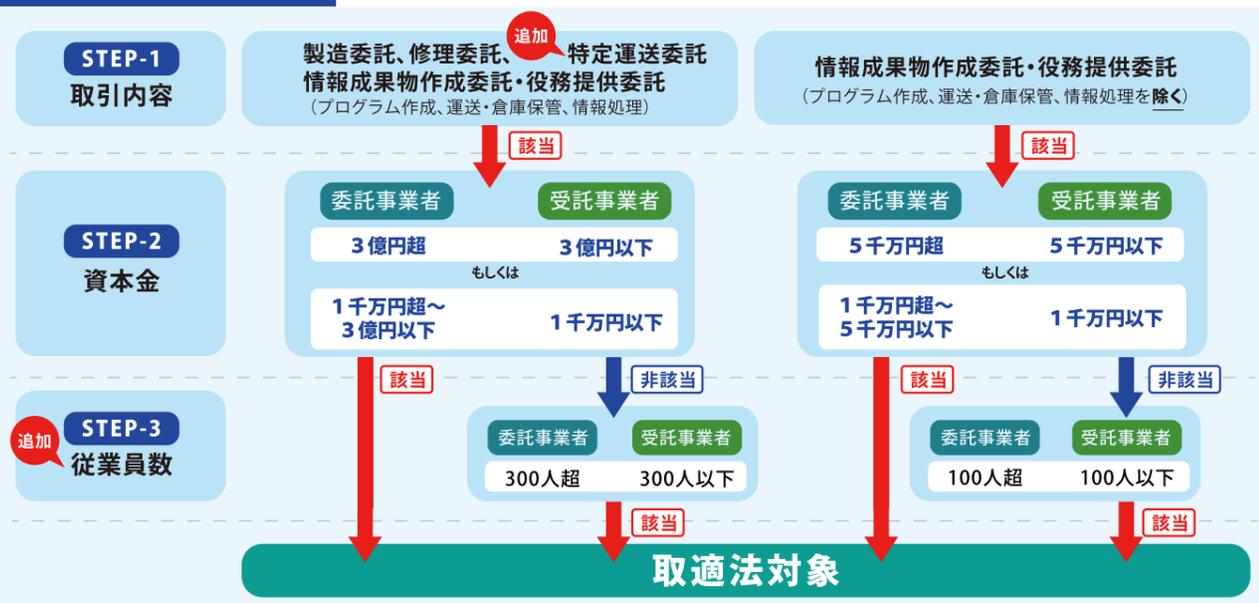
監修 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士 松田 世理奈

中小受託取引適正化法 対応チェックシート

2026年1月、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は「中小受託取引適正化法(取適法)」に改称となり、適用対象や禁止行為が拡大されました。改正内容を踏まえ、自社の取引が適切に対応できているかを確認するため、本チェックシートをご活用ください!

対象取引の確認

※従来の呼称の変更
親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小受託事業者 / 下請代金→製造委託等代金



取適法対応ポイント

契約書・社内記録の確認	<input type="checkbox"/> 発注内容(給付の内容、代金、支払期日、納品日(役務提供日)等)を書面または電磁的方法で明示しているか <input type="checkbox"/> 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制(マニュアル等)が整っているか
価格協議の義務	改正 <input type="checkbox"/> 価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申出に応じているか 改正 <input type="checkbox"/> 協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか <input type="checkbox"/> 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
支払方法の確認	<input type="checkbox"/> 納品日(役務提供日)から60日以内に支払期日を定めているか NG!「締め翌々月払い」 改正 <input type="checkbox"/> 振込手数料を中小受託事業者に負担させていないか(製造委託等代金から差し引いていないか) <input type="checkbox"/> 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
手形払いの廃止等	改正 <input type="checkbox"/> 手形払いを廃止しているか 改正 <input type="checkbox"/> 電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日(役務提供日)から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受領できる仕組みとなっているか
型取引の確認	改正 <input type="checkbox"/> 金型以外の型や特殊な治工具の製造委託についても、取適法を遵守しているか <input type="checkbox"/> 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者者に無償保管させていないか

2026年 1月スタート!下請法から「取適法」へ

2026年1月、下請法は「中小受託取引適正化法(以下、取適法)」へと変わりました。これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。一方で、発注側は法令を遵守することで、信頼される企業として選ばれ続けるための「道標」となります。改正点を確認し、引き続き適切な取引を行いましょう。

【参考・出典】公正取引委員会「中小受託取引適正化法ガイドブック」、政府広報オンライン「2026年1月から下請法が「取適法」に!委託取引のルールが大きく変わります」、日本商工会議所「中小受託取引適正化法チェックシート」

①何が変わる?改正の全体像

【改正の背景・趣旨】近年、労務費や原材料費などのコストが急激に上昇している中、中小企業を始めとする事業者が賃上げの原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を目指すために、法改正が行われました。「取適法」という従来の下請法からの名称変更・用語変更だけでなく、適用対象の見直し、禁止行為の追加など、主な改正ポイントをご紹介します。まず、適用基準に『従業員基準』が追加されました。これは、

改正点の概要 用語の変更

- ✓「下請」という用語は無くなります!
- 「親事業者」→「委託事業者」
- 「下請事業者」→「中小受託事業者」

改正点の概要 適用対象の拡大

- ✓適用基準に『従業員基準を追加』
従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます。
- ✓対象取引に『特定運送委託(※)』を追加
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます。

実質的には事業規模は大きいものの、資本金が少額である事業者や、減資することによって、取適法の対象とならない例なども存在していたため、追加となりました。また、対象取引に『特定運送委託』が追加されました。従来の法律では、発注主から元請運送事業者への委託は、対象外であり、立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題(荷役・荷待ち)が顕在化しており、この度、取適法に組み込まれることになりました。

※「特定運送委託」(改正により追加) (類型1の例)

例) 家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送業者に委託する場合



●違反行為想定事例

委託事業者が代金の額の引き下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

💡改正のポイント

協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合も、協議に応じない一方的な代金決定に該当し、禁止されます。

この他にも禁止項目には「受領拒否」や「返品」、「買ったたき」、「購入・利用強制」、「報復措置」、「不当な給付内容の変更、やり直し」等もあります。以下のQRコードから詳細な内容をしっかり確認しておきましょう！

④これって違反じゃないの・・・？ もし、不当な扱いを受けたときには

もし取引内容に不安がある場合は、早めに専門機関へ相談しましょう。
公正取引委員会や中小企業庁、各地域の経済産業局には専用の窓口が設置されています。

相談窓口

公正取引委員会
近畿中国四国事務所 取適法担当
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館

☎06-6941-2176 (直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課
取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館

☎06-6966-6037 (直)

(公財) 全国中小企業振興機関協会
「取引かけこみ寺」

(電話相談・オンライン相談など)



参考資料

政府広報オンライン
「2026年1月から下請法が「取適法」に！
委託取引のルールが大きく変わります」



公正取引委員会 中小受託取引適正化法(取適法)
ガイドブック・パンフレット



③受注側も知っておきたい！やってはいけないNG行為と改正ポイント

委託事業者には11項目の遵守事項が定められています。
本稿では、改正で追加された禁止行為に関連した3項目について説明します。

①代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ、支払遅延になります。



●違反行為想定事例

検収後に支払いを行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3カ月を要した為、納入後60日を超えて代金を支払った。

💡改正のポイント

手形を交付することや、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

②代金の減額

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されます。



●違反行為想定事例

部品の製造委託に関し、単価引き下げ合意前に発注した部品について、引き下げ後の単価を遡って適用することにより、引き下げ前と引き下げ後の差額単価に相当する額を差し引いて代金を支払った。

💡改正のポイント

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは減額に該当し、禁止されます。

③協議に応じない一方的な代金決定
(改正により追加)

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定することです。





兵庫県東播磨県民局
加古川土木事務所
よしむら たつらう
所長 吉村 達郎 さん

地域の暮らしを支える “縁の下の力持ち”

東播磨県民局内にある加古川土木事務所は、道路や河川、港湾などのインフラ整備を通して地域の暮らしを支える“縁の下の力持ち”。

昨年4月に着任された吉村所長に、加古川市内の主要なプロジェクトの現在と未来についてお話をお伺いしました。

土木事務所の業務は多岐にわたります

加古川市・高砂市・明石市・稲美町・播磨町を管轄する加古川土木事務所は、道路・河川・港湾といった地域の基盤を支える幅広い業務を担っています。

当事務所の特徴としては、多いところで1日5万台が行き交う国道250号（明姫幹線）、自動車専用道路の東播磨道など県内屈指の幹線道路を管理しており、重要港湾（東播磨港）以上

を管理している点では県下唯一の土木事務所です。

東播磨道の全線開通がもたらす整備効果

昨年11月30日に東播磨道八幡三木ランプ以北が完成し、南工区の着手から26年を経て、東播磨道が全線開通を迎えました。その整備効果として、加古川市役所から小野市役所までの移動時間は38分から21分へと大幅に短縮され、経済の活性化や一般道の渋滞解消、医療拠点（加古川市民病院・県立加古川医療センター・北播磨総合医療センター）を結ぶ「命の道」としての役割も期待されています。

長年にわたり用地提供や工事にご協力いただいた関係者の皆さま、国への予算要望等でご尽力いただいた地元市町、関係団体の皆様には改めて感謝を申し上げます。

加古川橋架け替えと4車線化 未来へつながる道路整備

国道2号の4車線化については、坂元交差点から加古川橋西詰までの約3.1kmを対象に、4つの工区に分けて事業を進めています。特に東西間の移動を支える加古川橋工区では、老朽化した

既設橋を架け替えるため、まず2車線の橋を新設し、交通を切り替えたいうえで既設橋を撤去する計画です。橋脚数を16本から5本へと減らすことで治水能力が向上し、豪雨時の安全性が高まります。昨年5月に桁架設が完了し、今年度内には床版や防護柵の施工が進む予定です。

寺家町工区・平野工区では用地買収を行っており、事業の進捗には地権者のご理解とご協力が不可欠です。加古川市からは職員の派遣もいただき、県と市が一体となって早期完成に向けて取り組んでいます。

道路・河川・下水道・港湾などのインフラ施設は当たり前の存在ですが、地域の暮らしと経済を支える大切な役割を担っています。作るだけでなく、次の世代も安心して使えるよう、これからも責任のある仕事を続けてまいります。また、当事務所ではインスタグラムで様々な取り組みをご紹介します。是非ご覧ください！

加古川土木事務所
Instagram



（加古川橋工事の様子等もご覧いただけます）

「メガネは頼りになる相棒」

うえはら ゆきお
走れメガネ屋さん 上原 由貴雄



TEL: 090-3894-4731

営業内容: メガネと補聴器の訪問サービス

眼鏡の大手全国チェーン店で転勤を繰り返して、私が最後に選んだのが「加古川」。それから33年、本当にこの地を選んで良かったと思います。しかも、その加古川で個人事業主としてスタートするなんてサラリーマン時代には想像もしていなかった。

45年間、眼鏡業界でサラリーマンとして勤め、順調に職位も上がって行き、このまま普通に定年を迎えられると思いきや慢性関節リウマチを発症。しかし、偶然にもリウマチ専門の病院が車で15分の場

所にあり、先生や看護師、ヘルパーさんの懸命の治療とオペを繰り返して、今では見た目に分からないくらい治りました。本当に感謝です。助けてもらったこの命にどう恩返しすべきかと考え、たどり着いた答えは、やはり長年携わってきた「メガネ」で恩返しすることでした。

サラリーマン時代の最後は、訪問部門に就いていて、年齢的にも志半ばで終わろうとしていました。既に多くのお客様宅に行かせてもらい、仕事として以上に、店内販売では得られない満足感、そして感謝の気持ちを得られ、満足に働けるまで戻ったこの身体と命を、目の見え方に困っている方々に尽くしたい。その思いが「メガネ、補聴器の訪問サービス」という形になりました。独立して3年。今や、兵庫に留まらず北陸や東京、岡山など県外からも依頼が入るようになり、毎日忙しくて嬉しい悲鳴が続いています。

さて、そんな私のメガネへの想いは強いだけでなく、少し変わっておりまして（汗）。今、使用中のメガネを使い、目の前で説明しながらメガネを修正していき、アナログ技術のみでズレないように調節します。もちろん、ズレがないと好影響が続きます。

少しか説明しましょう。①角膜とレンズ裏面まで12ミリ。②レンズの角度は下向き5度。③ソリ角（顔に沿う

ようにカーブ）5度くらい。レンズ度数は、これらの数値を基準として設計されています。したがって、フィッティングでこの基準に合わせないと見え方が変わるかもという事です。

この私のメガネへの強い想いは講演にも結びつき、講演会ではメガネ装用者が実は『得だらけ』であることをお伝えしています。①有害な紫外線をカットできること。②目をゴミや異物から守れること。③装いとして楽しめること。④掛けたままで遠くも近くも見やすく、若々しい印象を保てること。そして、全く違う切り口からの「似合うメガネ」の考え方にまで。私のメガネ活動の根底には「誤解と思い込みの打破」という信条があります。



ライブ配信を行う上原さん

今やメガネと補聴器の訪問サービスのみならず、ラジオパーソナリティやインスタライブ、LINEクリエイターとしての発信、己書師範等、加古川から多くの発信が出来るまでになりました。今後も、ここ加古川を中心に活動してまいりますので、皆様宜しくお願ひします。

プロが教えるちょこっとアドバイス

寒さ厳しい冬も過ぎ、ようやく春の兆しが見え始めました。現在旬の最盛期を迎えている“いちご”について、おすすめの保存方法やスーパー等で購入する際の見分け方、おすすめの食べ方についてお聞きしました。取材先は上荘町にある「フルーツ工房 はたや」の畑 祐太郎さんと畑 真仁郎さんご兄弟。いちご愛の溢れるプロにアドバイスをもらいました。



(写真上)畑 真仁郎さん
(写真下)畑 祐太郎さん



Q.保存する際のポイントは？

A.冬は冷暗所（暖房のついていない部屋）で、春は野菜室で保管してください。冷蔵庫は湿度が低く、乾燥してしまうのであまりおすすめできません。食べきれなかった分はヘタを下にして立てて置いたり、皿へ移したりと、接地面をできるだけ減らすことが重要です。

Q.店頭で購入する際のポイントはありますか？

A.上の方まで全体的に色づいているものがおすすめです。いちごは収穫後、赤くなるだけで追熟はせず、甘くなりません。新鮮さも大切で、時間が経つと水分が抜けてしまうのでハリのあるものを選びましょう。



Q.どのように食べるのがおすすめですか？

A.さっと洗う程度にすると香りが飛びません。ヘタを取るの食べる数時間前までに留めておき、乾燥を防ぎましょう。品種によって味や色、硬さも異なるのでどんなスイーツにも合います。「はたや」では好みや使用目的に応じて選ぶ際のお手伝いも行っております。



真仁郎さん
推し

🍓甘みと酸味のバランス🍓

『ロイヤルクイーン』

- ・果汁がとて多く酸味を感じない
- ・真紅の色合いと濃厚な味わい
- ・県内で食べられるのは、はたやのみ！

🍓甘党必食🍓

『あまえくぼ』

- ・濃厚な甘さとしっかりした実
- ・酸味がとても少なく、糖度が高い
- ・果皮はオレンジがかり、断面は白色

祐太郎さん
推し



フルーツ工房 はたや
加古川市上荘町国包1001
☎090-9094-1515

王道の品種から珍しいものまで！愛情たっぷりに育てたいちごを完熟の状態収穫し、朝採れの新鮮なものが直売所に並びます。

贈答用にぴったりの大粒のいちごや、お家でも楽しめる訳あり品、ジャムやシロップを販売しています。

詳細は右記QRコードよりHPをご覧ください。



リーダーに必要な目標設定 —リーダーシップ研修を開催—

1月27日、鹿島興産(株) 代表取締役の山本広高氏を講師に「リーダーが知っておくべき目標設定のやり方」と題したリーダーシップ研修を開催しました。



講演する山本氏

次世代のリーダーに求められる8つの能力のうちの一つとして目標設定の重要性を取り上げ、方向性を明確にすること、優先順位をつけること、成果・成長を可視化することの3つの役割を果たすことが説明されました。また、SMARTの法則についての概要説明に加え、WHY(意義)+SMART+HOW(道筋)のフレームワークを示すことによってメンバーの解釈や行動を一致させ、マネジメントを变えることができるかと解説しました。また、目標を生きたものにするための3つの原則や、目標を共創する姿勢について述べ、明日から実践できるアクションプランを提示して締めくくりました。

参加者は10名

青年部

体だより

今年も絆を大切に

—臨時総会・新春懇親会を開催—

1月23日、令和7年度1月臨時総会及び1月例会「令和8年新春懇親会」を執り行いました。臨時総会では次年度の会長所信、正副委員長、出向者が承認され、来年度に向けいよいよ動き始めました。

続く新春懇親会には、ご来賓やOB・OG、現役メンバーと多数の皆様にご出席いただきました。心より御礼申し上げます。バンド演奏や前会頭へのメッセージ、次年度役員紹介を盛り込み、これを青年部という活気をお披露目できました。テーマである「絆」を、ご参加いただいた皆様にも感じていただけたことと思います。

この1年共に走り抜けてくれた委員会メンバー、支えてくださった皆様には感謝しかありません。残り数ヶ月、さらに新たな絆を深めていきましょう。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました！

(総務広報委員長 窪田 健二
地域渉外委員長 興梠 正樹)

令和8年度役員(敬称略、順不同)

理事	山平 純
理事	森 翔太
理事	宮本 隆太
理事	松崎 壮
理事	藤林 健汰
理事	平田 光貴
理事	新田 大
理事	恒吉 宏瑛
理事	辻 惇之
理事	田中 健司
理事	高松 志行
理事	佐伯 隆典
理事	小林 賢人
理事	片田 寛之
理事	岩脇 遼
専務理事	伊東 優希
副会長	佐藤 正巳
副会長	原田 哲
副会長	中野 二郎
副会長	中川 誠貴
副会長	竹内 一真
会長	山本 裕一
監事	山本 涉
監事	杉浦 元記

5年後のYEGを考える

—中期ビジョン引き継ぎ式を開催—

2月4日、令和7年度2月例会「加古川YEG中期ビジョン引き継ぎ式」未来へ繋ぐ」を加古川プラザホテル相生の間に開催しました。

ビジョン研究委員会として一年をかけて勉強し、メンバーの意見を聞きながら、2026年〜2030年の中期ビジョンを作らせていただきました。その中期ビジョンを次世代に引き継ぐために本例会を開催しました。



より結束を深めた参加メンバー

松下会長と山本次年度会長のディスカッションを通じて、これまでの挑戦とこれからの方向性を確認することができました。メンバー全員が理解を深めて同じ方向を向き、さらに強固な組織になれたと思います。

素晴らしい中期ビジョンが出来たのも、全メンバーのご協力があったからだと思えます。本当にありがとうございました。

(ビジョン研究委員長 富士原 満)

女性会

体だより

笑顔あふれる1年に

—新春懇親会を開催—

1月27日、令和8年加古川商工会議所女性会主催の新春懇親会が開催されました。女性会会員をはじめ、多くの来賓の皆様にご参加いただき、終始和やかで温かな雰囲気にも包まれた懇親会となりました。



来賓の方々と

今期は新たに13名の仲間をお迎えし、新しい出会いと今後の活動への期待を感じる機会となりました。

オープニングは、女性会メンバーである包 成鳳氏によるペリィダンス。華やかな舞いが会場を彩り、会の幕開けにふさわしいひとときとなりました。

続くアトラクションでは、長谷川 慶悟氏によるコントラバスの生演奏が披露され、心に響く音色が会場を優しく包み込み、参加者同士の交流をより深めてくれました。

笑顔あふれる中、女性会のつながりを改めて感じる、大変有意義な新春懇親会となりました。

(理事 嶋田 純子)

環境保全研究会

企業のSDGsを視る

—視察研修会を開催—

1月16日、エコファクトリー部会の視察研修会を開催し、伊東電機(株)を訪問しました。

初めに、会社の概要や事業内容、SDGsの取り組みについて説明を受け、動画を視聴しました。持続可能な社会の実現に向けて、省エネで安全な搬送システムを開発提供し、自動化・効率化という解決策を提供していると説明がありました。また、その搬送技術を農業分野にも広げ、自動化による環境に優しい植物工場システムの研究開発にも取り組んでいることについて話がありました。

その後、本社工場を順に廻り、各組立エリアや出荷製品が紹介されているショールームを見学しました。同社のコア技術となるMDRとその制御技術、ソフトウェア技術を駆使したMDR式マテハンの最新の実演装置を視察しました。最後に完全人工光型植物工場の栽培棟も見学し、技術力の高さを目の当たりにしました。

参加者は11名

異業種交流会

支え合って働くために

—1月度定例会を開催—

1月20日、兵庫大学 生涯福祉学部 社会福祉学科の小倉毅教授を講師に、「発達障害と職場の未来」と題した講演会を開催しました。

発達障害の概要について歴史や法律に基づいて説明し、発達障害のある人との向き合い方について解説しました。



小倉氏による詳細説明

講演の中で小倉氏は「学習障害は読み書き・会話(聞く・話す)・計算などのうち特定のもののについての困難を示す状態であるため、一見他の人と違いがあるように見える」と話し、「その人なりのルールや決まりのようなものを持っていることがあり、それが何かを理解すれば付き合い方が見えてくる。専門家にアドバイスを求めることも有効である」と解説しました。

定例会に引き続き懇親会でもメンバーから質問が出て、小倉氏は丁寧に答えていました。

参加者は18名

加古川市国道2号等整備促進協議会

「ミニミ」から学ぶ

—視察研修会を開催—

2月6日、まちづくり先進地視察研修会を開催し、大阪府大阪市中央区のなんば駅周辺を訪問しました。

なんば駅周辺における空間再編推進事業について大阪市の担当職員から概要説明を受け、難波エリアが大阪のまちづくりにおいて担っている役割について伺いました。大阪都市軸(南北軸)の拠点の一角であることや、商業・文化・観光機能が集積していることなどが挙げられました。



なんば広場を視察

また、地域発意の人中心の空間づくりで賑わいと憩いの形成を行っており、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間を創出しているとの紹介がありました。歩行者にとってより安全安心でにぎわいのある空間に再編されていると説明されました。

概要説明の終了後、なんば広場を中心に現地を視察し、現状や課題点を考察しました。

参加者は17名

令和7年分の所得税確定申告 締切日のご案内 申告がお済みでない方はお早めに！

確定申告締切日：3月16日（月）

当所では、会員事業所の皆様方の決算申告準備のお手伝いをいたします。申告書提出締切日より余裕を持って、お早めにお越しください。

●ご持参願いたいもの

1. 令和5年・6年分所得税の決算書（控）及び申告書（控）
2. 帳簿及び原始記録（帳簿等の合計欄は必ず計算しておいて下さい）
3. 生命保険料、地震保険料、国民健康保険、国民年金、**その他控除を受ける証明書**
4. 令和5年・6年分消費税申告書（控）及び付表（控）
5. 税務署から郵送されてきた書類一式（「確定申告のお知らせ」ハガキ等）
6. インボイス登録日がわかる書類（適格請求書発行事業者の登録通知書等）
7. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
8. マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知書、住民票等）

【準備ください】

令和7年分以降より、「特定親族特別控除の創設」と「扶養親族等の所得要件の改正」が細分化されました。対象となる控除金額の確認のため、申告者の扶養親族の収入がわかる書類、または左記の必要事項をご記入の上、相談会当日にご持参ください。

○配偶者の令和7年中の合計所得金額
配偶者氏名・年齢、①給与所得の収入金額・所得金額、②給与所得以外の所得の合計額、配偶者の令和7年中の合計所得金額（①と②の合計額）

○特定親族の令和7年中の合計所得金額
特定親族の氏名、特定親族の令和7年中の合計収入金額・合計所得金額

※「特定親族」とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入合計が123万円超188万円以下）の人をいいます。

※親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用が受ける事ができない場合があります。

!消費税申告書(一般課税)の下準備のお願い!

令和5年10月以降の取引は、**税額「8%」と「10%」、インボイスの「有」と「無」の4種類に分けて合計（インボイス登録日が10月1日以降の方は、そちらも分けて合計）**し、来所下さい。

整理せずに来所された場合は、当日中の対応をお断りする場合もありますことご了承下さい。

●お問い合わせ 加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL079-424-3355

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。(当所会員限定)

●日時 3月23日(月)10時～
●場所 加古川商工会議所
3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課
TEL 079-424-3355

商工かこがわに関するアンケート調査ご協力をお願い

当所では、より良い誌面づくりのため、アンケート調査を実施いたします。何かとご多用の折に恐縮ではございますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。なお、調査結果につきましては、商工かこがわ誌面内で後日公表予定です。※5分程度で終わる簡単なアンケートです。



Web回答は
こちらから
(回答締切3月31日)

貸会議室のご案内

加古川駅から徒歩5分の好立地に定員12名～90名までの様々なタイプの会議室がございます。また、展示会や販売会などにもご利用いただける展示ホールもご用意しております。利用時間の区分は他にもございますので、お気軽にお問い合わせください。

貸室利用料金表 (会員料金) (消費税10%込み価格 単位:円)

室名・定員	時間	9～12時	13～17時	18～21時	9～21時	
5F 500 会議室	22名	最初の2時間 2,640円、以降1時間ごとに1,320円				
4F	大会議室(A+B)	90名	14,520	24,200	58,080	
	特別会議室	36名	11,616	23,232	53,240	
	オーバルルーム	14名	1時間ごとに1,936円			
1F 展示ホール(A+B)	約200名	33,880	38,720	38,720	106,480	
B1	B1 中会議室	38名	最初の2時間 4,224円、以降1時間ごとに2,112円			
	B1 小会議室	18名	最初の2時間 2,640円、以降1時間ごとに1,320円			
	B1 特別室	12名	最初の2時間 2,640円、以降1時間ごとに1,320円			

※B1の使用時間は9～22時

※全館Wi-Fiフリースポット完備

※有料貸出可能な備品はプロジェクター、スクリーン、放送設備等

●お問い合わせ 総務管理課 (貸室担当) TEL079-424-3355



詳細はこちら

3月の会議所カレンダー

日	曜日	行事	日	曜日	行事
2	月	広報委員会	17	火	(無料)金融相談(兵庫県信用保証協会 加古川支所)
3	火	令和7年度第4回常議員会	24	火	(無料)不動産相談
6	金	(無料)法律相談	27	金	第189回臨時議員総会
13	金	(無料)法律相談	【個別経営相談会】3・4・5・10・11・12・17・18・19・24・25・26・31日		

●「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)

●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。

⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、3月20日(金)までに予約が必要です。(☆)

《問い合わせ・予約連絡先》 ※印:加古川商工会議所 電話079-424-3355

☆印:(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

商工かこがわ3月号

発行

2026年3月1日

発行人

加古川商工会議所

〒675-0064

加古川市加古川町溝之口800

TEL (079)424-3355(代表)

FAX (079)424-7157

広報委員の“つぶやき”

日が長くなってきました。

四季それぞれに良さはありますが、暖かく過ごしやすい春はやはり良いものです。

ところで、今年の確定申告は3月16日まで。お忘れなきよう。

「今月の“こんな日”」

●カメラ発明記念日 (19日)

1839年のこの日、フランスの画家・写真家のルイ・ジャック・マンデ・ダゲールが写真機を発明した。この写真機は発明者の名前をとって「ダゲレオタイプ」と呼ばれ、長時間露光させるため写真機の前で長い間じっとしていなければならなかったが、大変な人気を集めた。日本語では「銀板写真」とも呼ばれる。